

学校名	月日(曜日)	受付時間	電話番号
寄居小学校	2月1日(水)	午後1時40分~2時	581・0102
桜沢小学校	2月2日(木)	午後1時15分~1時30分	581・0131
用土小学校	2月17日(金)	午後1時30分~1時45分	584・2004
折原小学校	2月10日(金)	午後1時20分~1時30分	581・0328
鉢形小学校	2月10日(金)	午後1時15分~1時30分	581・3300
男衾小学校	2月2日(木)	午後1時~1時20分	582・0037
寄居中学校	1月13日(金)	午後2時15分~2時35分	581・0172
城南中学校	1月16日(月)	午後2時40分~3時	581・0127
男衾中学校	1月27日(金)	午後2時40分~2時55分	582・0032

小・中学校の入学説明会

開催します!

今年4月に小・中学校に入学するお子さんの保護者を対象に、入学説明会を次のとおり行います。該当する保護者の方には、各学校から通知が送付されますので、忘れないで出席して下さい。問い合わせ／各小中学校へ。

建設工事等入札参加資格審査申請 (第4回追加受付)

受け付けます!

町で平成24年度に行う建設工事、設計・調査・測量等業務委託、土木施設維持管理の「入札参加資格審査申請(追加受付)」を、寄居町を含む埼玉県電子入札共同システム参加自治体との共同窓口で受け付けます。入札参加を希望する方は、対象業務の資格審査申請を行ってください。

- ①建設工事の請負
- ②建設工事にかかる設計・調査・測量等の委託業務
- ③土木施設維持管理

申請方法／県総務部入札審査課入札審査担当(〒330・9301)

さいたま市浦和区高砂3-15-1へ郵送で申請してください。対面審査、電子申請による受け付けは行いません。

申請対象者／新規申請者埼玉県電子入札共同システム参加自治体のいざれにも登録がなく、今回新たに登録を希望する事業所

申請期限／新規申請者1月24日(火)まで(追加申請者1月31日(火)まで)(いずれも期限内必着持参不可)

資格有効期間／平成24年4月1日から平成25年3月31日まで(追加申請者1月31日(火)まで)(いずれも期限内必着持参不可)

その他／詳細は、埼玉県総務部入札審査課のホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/c12/>)をご覧ください。

問い合わせ／財務課(☎ 581・2121内線322、324)へ。
問い合わせ／財務課(☎ 581・2121内線322、324)へ。

物品等入札参加資格審査申請

受け付けます!

町が発注する物品の購入や借入、各種業務委託についての競争入札に参加を希望する場合は、あらかじめ町に登録をしておく必要があります。登録するためには審査があります。審査に必要な申請書・添付書類は簡単なものばかりです。平成24年度に行う物品等の競争入札に参加を希望する方は、財務課に備え付けの「提出要領」により、対象業務の資格審査申請を行ってください。

- ①事務機器、機械類など物品の納入・買受け・貯貸
- ②建設資材の納入
- ③印刷、製本
- ④建築物の管理、廃棄物処理
- ⑤電算、催物、各種調査などその他の委託業務

申請方法／持参または郵送(期間内必着)

期間／2月1日(水)～10日(金)(土・日曜日を除く)

時間／午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時を除く)

申請場所／財務課

資格有効期間／平成24年4月1日から平成25年3月31日まで(2年間)

提出書類／申請書、添付書類についての詳細は「提出要領」をご覧ください。

問い合わせ／財務課(☎ 581・2121内線322、324)へ。

小規模修繕契約希望者登録制度

始まります!

この制度は、町が発注する小規模な修繕・工事のうち、入札参加資格審査申請(入札参加願い)のない方でも契約することができる「小額で内容が簡易な契約」を希望する方を登録し、登録には申請書などを作成し、提出して下さい(「申請案内」は町公式ホームページからもダウンロードできます)。

- ①個人・町内に主たる事業所を有する法人
- ②登録できる方／町内に住所を有する個人・町内に主たる事業所を有する法人

申請方法／申請書、添付書類についての詳細は「申請案内」をご覧ください。

提出書類／申請書、添付書類についての詳細は「提出要領」をご覧ください。

申請方法／持参または郵送(期間内必着)

期間／2月20日(月)～29日(水)(土・日曜日を除く)

時間／午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時を除く)

申請場所／財務課

問い合わせ／財務課(☎ 581・2121内線322、324)へ。



「平成24年経済センサス活動調査」

ご協力をお願いします!

調査の方針は?

「支所等のない単独の事業所」と「支所等を有する企業」で方法が異なります。

調査員が1月中に、事業所の新設・廃業等の確認や、支所等を有する企業の新設・廃止の状況や事業内容、回答方法等を事前に確認し、事業内容に応じた調査票またはインターネット回答用のIDを1月中に本社へ郵送します。事前に確認した回答方法により、2月から回答をお願いします。

1月現在で記入し、調査員に提出してください。なお、回収の日時は、調査員と相談してください。

支所等を有する企業

2月に行う調査に先立ち、国や県が企業の支所・支社・支店等の新設・廃止の状況や事業内容、回答方法等を事前に確認し、事業内容に応じた調査票またはインターネット回答用のIDを1月中に本社へ郵送します。事前に確認した回答方法により、2月から回答をお願いします。

2月に行う調査に先立ち、国や県が企業の支所・支社・支店等の新設・廃止の状況や事業内容、回答方法等を事前に確認し、事業内容に応じた調査票またはインターネット回答用のIDを1月中に本社へ郵送します。事前に確認した回答方法により、2月から回答をお願いします。

支所等を有する企業

水道の凍結には十分注意しましょう!

今年も寒い冬がやってきました。毎日の生活に欠かすことのできない水道は、寒さが大敵です。トラブルなく水道をお使いいただくために次のことについて注意しましょう。

凍結やすい水道管・水道メーターパーツが露出している

家の北側・陽の当たらない場所にある

強風の当たる場所にある

凍結予防は?

・屋外の水道管は、保温材や毛布・布切れなどで蛇口の上まで包み込んだ後に、ビニールなどをかぶせて濡れないようになります。

・水道メーターパーツは、ボックスの中に発泡スチロールなどの保温材を詰めて防寒します。

凍結で破損してしまったら?

・水道メーターパーツは定期的に検針するため、常に見や外に漏れたり、統計以外の目的(徴税など)に使用されることは絶対にありません。これで法律で定められています。皆さんに記入していただいた調査票は、外部の人の目に触れることがないよう厳重に保管され、集計が完了した後はすべて処分します。個人情報の保護には万全を期しています。入札には万全を期しています。

・蛇口や水道管が凍結してしまった後は、タオル等を巻きつけ、ゆっくりとぬるま湯をかけます(熱湯をかけると水道管が破損することがあります)。

・水道の設置や改造工事などは、町への工事申込手続きが必要です。町指定給水装置工事事業者(水道工事店)に修理依頼をしてください。

上下水道課からのお願い

・水道メーターパーツから家側の水道管等の破損については、町指定給水装置工事事業者(水道工事店)に修理依頼をしてください。

・水道の設置や改造工事などは、町への工事申込手続きが必要です。町指定給水装置工事事業者(水道工事店)に修理依頼をしてください。